

海洋環境関連条約に対応し、海洋環境の保全・保護を進める。

1. 事業目的

海洋環境の保全・保護を進めるための関連条約（ロンドン議定書、バラスト水管理条約、マルポール条約等）に対応するため、国内制度を適正に実施するとともに、国際的な動向を把握し、日本における今後の制度のあり方を検討する。

2. 事業内容

ロンドン議定書（船舶からの廃棄物の海洋投入処分の規制）、バラスト水管理条約（バラスト水の排出による生物の移入への対応）、マルポール条約（船舶からの油、有害液体物質、廃棄物等による汚染の防止）等について、我が国は、海洋汚染等防止法によりこれを担保している。

これら海洋環境関連条約に対応するため、海洋汚染等防止法に基づく許可申請の審査等を適切に実施するとともに、国際的な動向についての情報収集、国内制度の今後のあり方について検討するための調査等を実施する。

また、ロンドン議定書に対応する海洋汚染等防止法の規定により、二酸化炭素の海底下廃棄（CCS）が可能となっており、海底下CCS事業の許可制度を適正に運用する。平成28年4月より、経済産業省が北海道苫小牧において海底下CCS事業を実施中（国内初の許可事例）であり、令和2年度も適正に対応していく。

3. 事業スキーム

- 事業形態 請負事業
- 請負先 民間事業者
- 実施期間 昭和61年度～

4. 事業イメージ

海洋環境関連条約と海洋汚染等防止法

(条約)	(海洋汚染等防止法における主な規制)
国際海事機関(IMO)で策定される海洋汚染防止等に関する国際条約	目的: 海洋汚染等及び海上災害を防止し、あわせて国際条約の適確な実施を確保し、もって海洋環境の保全等並びに人の生命及び身体並びに財産の保護に資する
ロンドン条約 (1972年採択、1975年発効、1980年締結) ロンドン条約96年議定書 (1996年採択、2006年発効、2007年締結)	①陸上発生廃棄物の排出の規制 ②油等及び廃棄物の海底下廃棄の規制 (海底下CCS事業の許可含む)
船舶バラスト水規制管理条約 (2004年採択、2014年締結、2017年9月8日に条約発効)	有害水バラストの排出の規制
マルポール73/78条約 (附属書Ⅱに1983年に締結、1987年発効、2007年改正)	①油の排出の規制 ②有害液体物質等の排出の規制等 ③船内発生廃棄物の排出の規制 ④大気汚染物質の排出の規制